

## 総合型地域スポーツクラブの在り方について

### 1. 現状と課題

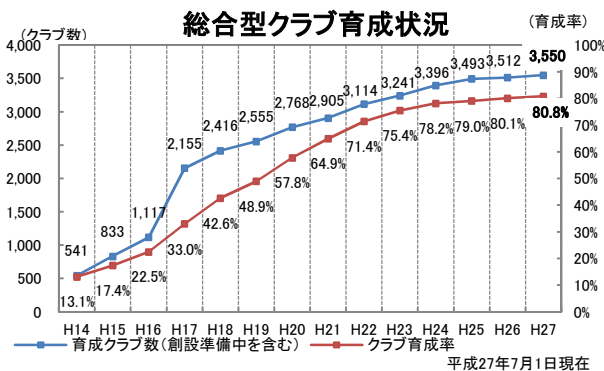
- 総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）は、平成 7 年に育成が開始され、平成 27 年 7 月までに 3,550 クラブが育成され、会員数は総勢で約 131 万人にもものぼる。また、全市区町村の 80.8%（1,407 市区町村）に設置されている。
- 全国各地に設立された約 3,500 の総合型クラブは、それぞれの地域においてスポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしてきた。
- 一方、総合型クラブが持続的に活動していくためには、以下の課題が指摘されている。

#### (1) 総合型クラブの運営状況

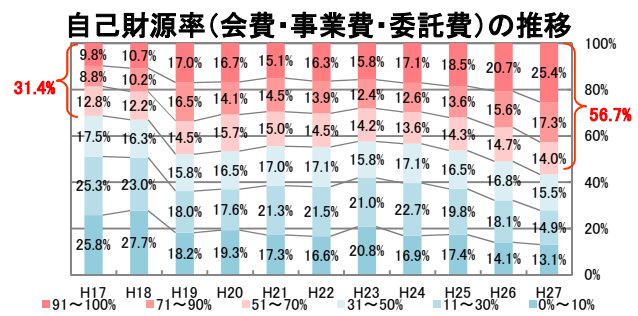
- 総合型クラブの自立性・主体性を支える重要な要素である自己財源の確保については、徐々に改善が図られているが、依然として自己財源率が 50%以下のクラブが約 4 割を占めている。
- PDCA サイクルの観点から、クラブの現状把握・改善のための取組として話合いや点検・評価の結果を踏まえて改善策を次年度の計画に反映させているクラブの割合は 37.9%に留まっている。
- 財政的な自立を含め、総合型クラブの自立的な運営を促進するとともに、自立的な運営の促進に重点を置いた支援体制を構築することが課題となっている。
- また、総合型クラブの認知度についても成人の約 7 割が「知らない」というデータが示されており、総合型クラブの活動を発展させていく上で課題となっている。

#### (2) 地域の課題解決に向けた取組の実施状況

- 総合型クラブの中には、スポーツを通じた健康増進や子育て支援、学校運動部活動支援など、地域課題に応える取組を実施するクラブも出てきているが、市町村行政と連携して地域課題解決の方策等について実施しているクラブの割合は 18.4%に留まっている。
- 総合型クラブが、地域から求められる役割を果たし、地域住民や行政からの信頼を得て、「社会的な仕組み」として定着していくことが課題となっている。



(文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」)



(文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」結果に基づき集計)

## 2. 施策の方向性（案）

- 総合型クラブが、持続的に活動し、生涯を通じた住民のスポーツ参画の基盤として、年齢や性別、障害の有無を問わず、地域住民が公共スポーツ施設や学校体育施設などの身近な場所でスポーツに親しむ機会を提供し、地域スポーツの担い手としての重要な役割を果たしていく。
- 一方、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化等が進み、多様な地域課題が生じている中、自立的な運営体制を構築した総合型クラブについては、地域課題解決に向けた取組を推進することにより、社会的な仕組みとしての定着を図る。
- これらの状況に鑑み、今後の総合型クラブに関する施策は、設立されたクラブの自立的な運営の促進に向けた質的充実や、総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組を推進することにより、持続可能な社会的な仕組みとしての定着を図ることに重点を移す。

## 3. 具体的施策

### （1）地域におけるスポーツ環境の持続的発展への寄与

- 国は、日本体育協会、総合型クラブ全国協議会等と連携して、多世代、多志向のスポーツクラブとして特徴を生かした総合型クラブの取組（例えば、幼児を対象とした運動遊びやコーディネーショントレーニング、高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーションなど運動・スポーツ習慣の定着に向けた取組等）の促進を図る。
- また、多種目のスポーツクラブという特徴を生かして、子供の可能性を広げる仕組みとして、子供が複数のスポーツ種目に取り組み、自分にあったスポーツ種目が選択できる環境づくりを促進する。
- さらに、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブという特徴を生かして、会員がサービスを受けるだけでなく、指導者や運営スタッフとなってクラブを支える側にもなるという形で、会員同士がクラブを支える体制の強化を図る。

### （2）地域におけるスポーツ活動の場の確保・施設の有効活用

- 地域の実情に応じて、総合型クラブが学校体育施設開放に係る利用調整や受付管理業務等を担い、きめ細かな利用調整等の役割を果たすことによって、より多くの団体や地域住民が学校体育施設を利活用できるよう改善を図る。
- また、市町村行政が、廃校施設を地域におけるスポーツ活動の場とするとともに、クラブハウスなど総合型クラブの活動拠点として積極的に利活用することにより、地域住民が身近な場所でスポーツに親しむことのできる環境を整備することが期待される。

### （3）総合型クラブの自立的な運営に向けた「質的な充実」

- 国は、持続可能な運営体制の構築、財政的な自立等に向けて、平成 26 年度に文部科学省が策定した評価指標を活用し、総合型クラブ全国協議会と連携・協働し、各種会議や研修会等を通じて、PDCA サイクルの観点から継続的に改善・充実に取り組む総合型クラブの増加を図る。

- ・ 目標：PDCA サイクルの観点から、クラブの現状把握・改善のための取組として話し合いや点検・評価の結果を踏まえて改善策を次年度の計画に反映させているクラブの割合を 37.9% から将来的には 100%とすることを目指し、5 年間で 70.0%※にすることを目標とする。

※ 運営委員会で話し合う機会を設けているクラブの割合：72.3%

- 国は、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくため、登録・認証等の制度における基準づくりの前提となる総合型クラブに関する基本的な考え方を整理し、地方公共団体、日本体育協会、総合型クラブ全国協議会等と十分協議して登録・認証等の制度を整備する。

- ・ 目標：47 都道府県において、登録・認証等の制度が整備されることを目標とする。

- また、国は、登録・認証等を受けたクラブにより構成される SC 全国ネットワークや都道府県総合型連絡協議会と連携・協働して広報活動等を展開していくことで総合型クラブの認知度向上を図る。

#### (4) スポーツを通じた地域の課題解決に向けた取組の推進

- 国は、総合型クラブの「社会的な仕組み」としての定着に向けて、関係省庁と連携・協働して、総合型クラブによる地域包括ケアシステム等への参画を促進すること、国が日本体育協会、SC 全国ネットワーク等と連携し、先導的な取組事例を収集し、類型化を図るなど整理した上で、地方公共団体や総合型クラブ等に情報発信していくこと等により、スポーツを通じた地域課題解決に向けた取組を実施する総合型クラブの増加を図る。

- ・ 目標：市町村行政と連携して地域課題解決の方策等について実施しているクラブの割合を 18.4%から将来的には 50%とすることを目指し、5 年間で 26.0%※にすることを目標とする。

※ 常勤のクラブマネージャーを配置しているクラブの割合：26.1%

#### (5) 総合型クラブへの支援体制等

- 広域スポーツセンターの機能のうち、現状において中心的な機能となっている総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援については、国が日本体育協会、総合型クラブ全国協議会と連携して、都道府県体育協会が主体となり、総合型クラブのクラブ間ネットワークと連携・協働して中間支援組織としての機能を担っていく体制を整備する。

- 一方、中間支援組織は、総合型クラブが継続的・安定的に運営できるよう指導・助言するとともに、総合型クラブが税理士や中小企業診断士など各分野の専門家に対して相談できるようにするための相談窓口を設けたり、クラブマネージャー等の育成のための講習会を開催する等により、総合型クラブの「質的な充実」を図る。

- ・ 目標：47 都道府県において、中間支援組織が整備されることを目標とする。

- 国が、関係機関・団体等を通じて、中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業や地方公共団体が主体となり総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組を推進する事業の促進を図る。